資料５

特定施設入居者生活介護事業の新規整備について

令和８年８月

島原地域広域市町村圏組合

1　特定施設入居者生活介護事業の新規整備にかかる経緯

【経緯の概略】

令和４年に閉鎖された介護付き有料老人ホーム「こころに太陽」（特定施設入居者生活介護）の事業継承にかかる要望書が提出され、指定権者である長崎県から保険者としての可否判断を求められており、計画の変更にあたることから、計画策定委員会の判断を仰ごうとするもの。

令和７年度　第１回計画作成委員会（９月）

（要望事項）

令和４年６月末に閉鎖された介護付き有料老人ホーム「こころに太陽」（特定施設入居者生活介護）の事業継承

・法人による本施設の運営再開の迅速な承認
・手続き・許認可の簡素化及び期間短縮の検討
・再開支援に関する行政的・制度的フォローの検討

（協議結果）

要望にかかる計画上の位置づけ等を整理したうえで以下の対応が決議された。

⑴　当該地域における要望事項の施設整備について、ニーズの有無等を調査する。
⑵　令和７年度第２回介護保険事業計画作成委員会において、調査結果を報告し、施設整備の可否を諮る。

令和７年度　第２回計画作成委員会（２月）

（協議の内容）

施設設置にかかるニーズの有無の調査として、地域の介護ニーズやサービス基盤の状況を知る口之津・加津佐地区のケアマネジャーに対してアンケートを実施し、結果を報告したうえで以下の対応方針を提案した。

（本組合の対応方針案）

一度廃止された他法人の事業所を譲り受け、運営を行うことは、運営再開ではなく新規整備となる。

今回の調査結果は、早急な整備は不要だが、地域の状況としては将来的には必要であることがわかった。

また、地域の喫緊の課題は、入所施設の新規整備というよりも、在宅生活を支える柔軟な

受け皿の不足であると整理できる。

⑴　第９期介護保険事業計画期間中の特定施設入居者生活介護の新規整備はしない。

⑵　次期介護保険事業計画では、在宅サービス等も含め様々な要素を踏まえて総合的に判断する。

（協議結果）

「新規整備しない」について委員間での意見の相違があったため、多数決をとったが、賛成反対同数となり、一部委員の意見にあった住民自身の意向について把握したうえで、今回の令和８年度第１回計画作成委員会に持ち越し、継続協議となった。

２　アンケート調査結果概要

⑴ 住民アンケート集計結果報告（令和８年６月実施）　**「資料５-１」**

（調査結果）

・回答者は 60 代以上が９割

・独居・二人世帯が８割

・世帯に要介護者がいないが８割

・近隣に高齢困窮者はいないが約９割

・介護施設設置が「いますぐ必要」が約２割、「必要性が高くなったら」が約４割

・不足サービスは訪問系 36%、通所系 22%、施設系 43%

・特に必要な施設サービスは、介護３施設（特養、老健、医療院）が 43%、**特定施設 5%**、ショート 14%、GH12%、わからない 26%

（その他の意見）

・金銭管理できない方への支援が家族の方針もあり難しい

・（介護職員の）利用者に対する言葉遣いが不適切

・（介護にかかる）情報を得たいがどこで聞けるかわからない

・すぐに必要なサービスを受けられるワンストップのシステムが必要

・在宅で介護を受けたいので、看護やヘルパーの充足を

・介護保険料が高すぎる

・（介護）職員の不足を聞いている。施設も必要だが職員を増やしたほうがよい

⑵ 民生委員自治会長アンケート集計結果報告（令和８年６月実施）　**「資料５-２」**

（調査結果）

・高齢で支援が必要な方を把握していない民生委員 37%、自治会長 54%

・介護サービスの不足は、感じている 46%、感じていない 44%

・不足しているサービスは訪問系 50%、通所系 21%、施設系 29%
・介護施設設置が「いますぐ必要」が約 2 割、「必要性が高くなったら」が約 4 割
・特に必要な施設サービスは、介護 3 施設（特養、老健、医療院）が 50%、**特定施設 7%**、ショート 22%、GH8%、わからない 13%

（その他の意見）
・特に加津佐地区に医療機関が必要（複数）
・高齢者が集える場所を増やす必要（複数）
・人口が減少するため施設は現状で十分（複数）
・介護職員等の人材確保が急務（複数）
・加津佐に特養入所待ちの方が 20 名以上、ショートも 3 か月前手続き（複数）
・必要な方に福祉の情報が伝わらない（複数）
・給与面の改善による介護職員の知識・技能の向上（複数）
・長期的展望も踏まえ早めの準備が必要（複数）

⑶ 在宅生活改善調査集計結果（令和 7 年 11 月実施） **「資料 5 - 3」**

（調査結果）

在宅生活者 4,442 名のうち現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている方 264 名のうち、生活改善のために必要なサービスとして**特定施設**へのサービス変更が必要な方が雲仙市で 6 名。うち緊急性が高く、空きがない方が 2 名。

3　本組合の対応方針（案）

⑴ 第 9 期介護保険事業計画期間中の特定施設入居者生活介護の新規整備はしない。
⑵ 第 10 期介護保険事業計画では、在宅サービス等も含め様々な要素を踏まえて総合的に判断する。